

鳥取市ふれあい型食事サービス事業物価高騰対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市ふれあい型食事サービス事業物価高騰対策支援補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、物価高騰により食材費等の事業実施経費が増加し、安定的、継続的な運営が困難となってきた、鳥取市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が実施する、ふれあい型食事サービス事業に対し補助することにより、高齢者の生きがいを高め、社会参加を促進し、もって地域福祉活動の向上に資することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市社協とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が行う別表第1項に掲げる事業とする。

(補助金の算定)

第5条 本補助金は、別表第2項に掲げる額に補助対象事業により食事を提供した延対象者数を乗じた額を限度として算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第8条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告は、本補助金の交付に係る事業の完了した日から30日を経過する日又は本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する

附 則

この要綱は、令和6年7月11日から施行する

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する

別表（第 4 条、第 5 条関係）

1 補助対象事業	地域福祉基金事業のうち、ふれあい型食事サービス事業 （各地区社会福祉協議会が実施主体となり、一人暮らし高齢者、障がい者等を対象に配食等の食事サービスの提供、対象者の見守り及び地域交流を行う事業をいう。）
2 補助上限額	補助対象事業の実施による食事の提供 1 人 1 回当たり 4 0 円